

岩手県告示第696号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

令和7年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 都市計画の種類 都市計画施設（道路）

2 都市計画を変更した土地の区域

（1） 紫波郡矢巾町大字藤沢第5地割から盛岡市下飯岡20地割まで（別紙図面のとおり。）

（2） 紫波郡矢巾町大字土橋第10地割から滝沢市巣子まで（別紙図面のとおり。）

（3） 盛岡市西仙北一丁目から紫波郡矢巾町流通センター南二丁目まで（別紙図面のとおり。）

3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県国土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所、滝沢市役所及び矢巾町役場

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。